

[省令第8条の17の2（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 13 日

(宛先) 長野市長

荻原 健司 様

提出者

住 所 長野市篠ノ井会666番地1

氏 名 南長野医療センター篠ノ井総合病院

統括院長 宮下 俊彦

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-292-2261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター篠ノ井総合病院
事 業 場 の 所 在 地	長野市篠ノ井会666番地1
計 画 期 間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	8311 一般病院
② 事 業 の 規 模	病床数 418床 (休床 15床)
③ 従 業 員 数	957名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	別図 1の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別図 2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
	排 出 量	203.85t	1.08t			
	特別管理産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	(これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルによる適正な取り扱いと分別及び周知の徹底 ・I C T ラウンドでの各部署への適正な分別・指導 ・院内廃棄物回収担当者による適正な分別・指導 ・廃棄物責任者による分別・指導 				
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
	排 出 量	203.06t	1.06t			
	特別管理産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	(今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度と同様の取組を引き続き実施していく 				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類： 感染性廃棄物、燃えやすい廃油 取組： ： 各種マニュアルによる適正な取り扱いと分別及び周知の徹底 ： I C T ラウンドでの各部署への適正な分別指導 ： 院内廃棄物回収担当者による適正な分別・指導 ： 廃棄物責任者による分別・指導
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類： 感染性廃棄物、燃えやすい廃油 取組： 引き続き同様の取組を実施していく

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	(これまでに実施した取組)					
	・特に実施していない					
【目標】						
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	(今後実施する予定の取組)					
	・実施する予定はない					

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】					
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
特別管理産業廃棄物の種類					
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
(これまでに実施した取組)					
・特に実施していない					
【目標】					
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
特別管理産業廃棄物の種類					
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
(今後実施する予定の取組)					
・実施する予定はない					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】					
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)			
全処理委託量	203.85t	1.08t			
優良認定処理業者への処理委託量	203.85t	1.08t			
再生利用業者への処理委託量					
認定熱回収業者への処理委託量					
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
特別管理産業廃棄物の種類					
全処理委託量					
優良認定処理業者への処理委託量					
再生利用業者への処理委託量					
認定熱回収業者への処理委託量					
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(これまでに実施した取組)					
・電子マニフェストによる最終処分までの確認の実施					
・優良認定業者への優先しての委託の実施					

		【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)						
全処理委託量		203.06t		1.06t							
優良認定処理業者への処理委託量											
再生利用業者への処理委託量											
認定熱回収業者への処理委託量											
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量											
		特別管理産業廃棄物の種類									
②計画		全処理委託量									
優良認定処理業者への処理委託量											
再生利用業者への処理委託量											
認定熱回収業者への処理委託量											
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量											
(今後実施する予定の取組)											
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストによる最終処分までの確認の徹底 ・優良認定業者へ優先しての委託の実施 ・委託先処分場へ年1回以上の現場確認の実施 ・ビニール袋排出分をダンボールでの排出へ変更 											
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(令和5年度)実績】									
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)				204.93 t					
		(今後実施する予定の取組等)									
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストに加入している。引き続き電子マニフェストで管理を行う 											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処理項目		特別管理産業廃棄物の種類										合計
		感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)									
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	203.85t	1.08t									204.93t
	本年度排出量(計画)	203.06t	1.06t									204.12t
自ら行う(行った)再生利用に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
自ら行う(行った)中間処理に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
自ら行う(行った)埋立処分に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
処理の委託に関する事項	全処理委託量	前年度実績	203.85t	1.08t								204.93t
		本年度計画(目標)	203.06t	1.06t								204.12t
	優良認定処理業者への処理委託量	前年度実績	203.85t	1.08t								204.93t
		本年度計画(目標)										
	再生利用業者への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										

【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。